

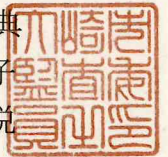


監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年7月22日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 只 野 直 悦



記

第1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象とした団体等

財政援助団体等名称	区 分
古川富永地区振興協議会	公の施設の指定管理者 (大崎市古川富永地区公民館)

第3 監査の着眼点

団体への財政援助に係るものの出納及びその他の事務の執行

第4 監査の主な実施内容

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの財政的援助に係るものの出納その他の事務に関する財務書類を対象に、必要に応じて対象団体担当者等の説明を聴取する等により、実施している事業が目的に沿って適正に執行されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点から、試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和4年4月27日(水)

第6 監査の結果

財政的援助に係るものの出納その他の事務の執行状況については、おおむね



適正に事務処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、各団体の担当所属長に別途通知し改善を求めた。

（注）

（注）

（注）



大田区立総合教育センター
大田区立総合教育センター
大田区立総合教育センター

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）	（注）
（注）	（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

（注）

監査報告書

(地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に対する監査)

1 監査の期日及び対象

監査の期日	監査の対象	備考
令和4年 4月27日(水)	大崎市古川富永地区振興協議会 ・公の施設の指定管理者 (大崎市古川富永地区公民館)	○指定管理期間 H30.4.1～R5.3.31 ○担当所管課 教育部地域交流センター

2 監査の対象とした事項及び範囲等

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された公の施設の指定管理者制度に基づく管理受託に係る出納その他の事務について、提出及び提示された財務書類を監査した。

3 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、各団体の担当所属長に別途通知し改善を求めた。